



松浦市の子ども医療費・ひとり親家庭等医療費受給者の皆さま



現物給付方式の 長崎県内の対象区域が拡大されます

松浦市内でのみ実施していた小・中学生、ひとり親家庭等医療費の現物給付方式が、令和6年3月診療分から、松浦市、佐世保市、平戸市、佐々町へ拡大されます。

2月診療まで



松浦市



3月診療から



松浦市

佐世保市

平戸市

佐々町

対象

- ▶ 子ども医療費(小・中学生)の受給者(黄色の受給者証をお持ちの人)
 - ▶ ひとり親家庭等医療費の受給者(緑色の受給者証をお持ちの人)
- ※上記対象者以外は、取り扱いの変更はありません。

現物給付	
子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	
記号・番号	
助成対象者	氏名
	生年月日
	住所
受給者	氏名
	住所
保険	加入保険の種別
	被保険者証の記号番号
	被保険者の氏名
有効期間	始期
	終期

小・中学生

現物給付	
ひとり親家庭等医療費受給者証	
公費負担者番号	
記号・番号	
助成対象者	氏名
	生年月日
	住所
受給者	氏名
	住所
保険	加入保険の種別
	被保険者証の記号番号
	被保険者の氏名
有効期間	始期
	終期

ひとり親家庭等

利用できる医療機関等は、松浦市ホームページ内の一覧表でご確認ください



- 現物給付とは、対応している医療機関等で、健康保険証と受給者証を提示し、窓口での自己負担を軽減する制度です。
- 現物給付方式での助成を受けるためには、医療機関等の窓口で受給者証を提示する必要があります。
※受給者証の上部に「現物給付」の印字が無いものは利用できません。
- 現物給付が利用できない医療機関を受診された場合は、償還払いでの対応となります。